

個人情報保護について

○ 個人情報保護制度とは？

個人情報保護制度は、瑞穂市が保有する市民の個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、市の機関の保有する個人情報の開示等に対する個人の権利を明らかにする制度です。

○ 個人情報とは？

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別することができるもの又は、特定の個人を識別され得るものをいいます。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報は除きます。また、死者に関する個人情報も、個人情報に含まれます。

○ 個人情報開示とは？

瑞穂市個人情報保護条例にいう「個人情報」とは、特定の個人を認識することができるものをいいます。

よって、個人情報開示制度とは、市の機関における適正な個人情報を管理するために、特定の個人や法人等が請求に基づいて、市の機関が保有する自らについての公文書を公開する制度です。市の機関は、一定の期間内に請求された公文書を条例上非公開と定められている場合を除き、原則として公開することになっています。

○ 市の保有する個人情報の開示・訂正などを求める権利

1 開示請求

市が保有する自分に関する個人情報について、開示を請求することができます。

2 訂正請求

開示をされた自分に関する個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正の請求をすることができます。

3 利用停止請求

自分に関する個人情報の取扱いが、条例に違反していると認めるときは、利用の停止又は提供の停止などの請求をすることができます。

○ 開示請求できる人は？

国籍、住所、年齢、個人を問わず、どなたでも市が保有する自分に関する個人情報については、開示を請求することができます。

※死者を本人とする個人情報の開示請求

死者の死亡時の親権者、死者の配偶者、子及び父母、死者の相続人等が請求できます。ただし、請求することができる情報の範囲は、死者との関係に応じて、一部に限られる場合があります。

○ 開示請求できる文書は？

開示請求できる文書は、職員が職務上作成・取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録で職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているものが対象となります（これを「公文書」といいます。なお、一部対象にならない機関があります。）

ただし、書籍等の市販物や、市の図書館その他これに類する施設において、特別の管理がされている歴史的資料等や多数の人に対して、公表公開したものは除かれます。

○ どんな文書でも見られるの？

開示請求があったとき市では、非開示情報が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならないこととされています。

非開示情報としては、次のようなものが定められています。

- 1 法令等の規定により公開することができない情報
- 2 法人等の正当な利益を害する情報
- 3 国等と協力関係又は信頼関係等を害する情報
- 4 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- 5 審議・検討等に関する情報で、意志決定の中立性等を不当に害する、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- 6 市又は国等が行う事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報
- 7 開示請求者以外の者の正当な利益が損なわれる情報
- 8 個人の評価等に関する情報で、将来の評価等に著しい支障を及ぼす情報

○ どこに請求すればいいの？

個人情報の開示請求については、開示請求窓口（総務課）で受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

原則、本人が窓口で請求します。

- ・ 個人情報開示請求書
- ・ 個人情報訂正請求書

○ 開示・不開示の決定の通知は？

開示するかどうかの決定は、原則として、請求のあった日から 15 日以内に行い、書面により通知します。

開示の決定等が、事務処理上困難である等の理由により、この期間内に決定できないときは、開示決定等の期限を延長する旨、延長後の期間等を通知します。

○ 開示の実施を受けるには？

開示決定の通知を受けた方は、本人であることを証明するために必要な書類で市が定めるものを提出又は提示をし、開示の実施方法を選択し、開示の実施を申し出てください。

○ 開示の方法と費用は？

開示決定の通知を受けた方は、公文書の種類に応じて、閲覧、写しの交付、視聴等の方法により行います。指定した日に請求者が来庁するのが、原則です。

公開請求の手数料は、無料ですが、写しの交付等を求める場合は、作成に要する費用の額が必要となります。

公文書の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画及び写真	乾式複写機による写し(単色刷り)	1 枚につき 10 円
	乾式複写機による写し(多色刷り)	1 枚につき 100 円
マイクロフィルム	印刷物に出力したもの	1 枚につき 10 円
電磁的記録	録音テープその他の媒体に複写したもの	当該複写に要した額

※ なお、写しの送付を希望される場合には、公開費用のほかに、送付に要する費用（郵便切手代）が必要となります。

○ 決定に不服があるときは？

非開示、一部非開示の決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、不服申立てを行うことができます。

不服申立てがあった場合、市の機関は、不服申立てを受け入れて自主的に全部開示に

変更するなどを除き、学識経験者などで構成する「瑞穂市情報公開審査会」に審査を求め、その審査結果を尊重して再度の決定を行います。

また、行政事件訴訟法に基づき、決定の取消しを求める訴訟を提起することもできます。

問い合わせ先

総務部 総務課

TEL:058-327-4111 FAX:058-327-7414

soumu@city.mizuho.lg.jp